

妊娠相談ほっとナビ

妊娠や出産に関する疑問や悩みを抱える方・ご家族からの相談をお受けします。

子どもがほしいけど、なかなかできない

不妊症かも？

妊娠したけど、流産してしまう

不妊治療ってどんな治療があるの？

助成制度はあるの？

ひとりで悩まず
まずはお電話ください

093-571-2305

毎週月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く)
9時から12時、13時から17時

電話相談

専門の相談員(助産師)が相談に応じます。

専門相談 月一回・要予約

それぞれの専門の相談員が面談で相談に応じます。秘密は厳守します。

不妊専門面接相談

現在不妊治療をしている方も、これから始めようと思っている方も、不妊治療に関する疑問や悩みにお答えします。

不妊症専門面接相談

「不妊症とはどういう状態?」「もしかして不妊症かも」「不妊症の治療について知りたい」など、不妊症に関する疑問や悩みにお答えします。

北九州市  LunaLuna
CITY OF KITAKYUSHU

女性の健康情報サービス『ルナルナ』内に本市の特設ページを開設し、不妊治療助成等の情報提供を行っています。『ルナルナ』は女性の生理周期や基礎体温情報などを管理できるサービスで、妊娠を希望するご夫婦等に広く利用されています。



特設ページ

『ルナルナ体温ノート』
アプリの
ダウンロードは
こちら→



アンドロイド版



iPhone版

不妊や不妊症に関する 支援のご案内

不妊症は決して珍しいことではありません。
国の調査において「不妊症の検査や治療を受けたことがある」と答えた夫婦は全体の18.2%で、夫婦全体の約5.5組に1組の割合になります。
北九州市では不妊や不妊症に関する相談や医療保険が適用されない不妊症の検査・治療について助成を行っています。



不育症検査費・治療費を助成します。



妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子供を持っていない場合、不育症と呼んでいます。習慣（あるいは反復）流産とほぼ同意語ですが、これらには妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児死亡は含まれません。不育症はより広い意味で用いられています。

対象

- 北九州市に住所がある夫婦（事実婚含む）
- 助成対象の検査・治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること

対象検査・治療

医療保険が適用されない検査・治療

- | | |
|----|---|
| 検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・抗リン脂質抗体検査 ・凝固因子検査 ・夫婦染色体検査 ・絨毛染色体検査（流産物検査） など |
| 治療 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む） ・低用量アスピリン療法 など |



※ 上記以外で医師が必要と判断した医療保険が適用されない検査・治療について助成対象となることもありますので、医療機関にご相談ください。

助成対象となる治療期間

助成対象となる検査・治療開始日の月の初日から**1年間**（申請期限は1年3か月以内）
例）6月20日が治療開始日の場合、治療期間は翌年5月31日まで、申請期限は翌年8月31日まで。

助成額

検査・治療にかかった費用のそれぞれ**1/2**（最大それぞれ5万円）

※ 申請は1夫婦あたり一回限り。
対象期間中に複数回治療を行う場合は、最後の治療が終了した後にまとめて申請してください。

申請

北九州市ホームページから申請書をダウンロードし、郵送ください。



[宛先]
〒803-8501北九州市小倉北区内1-1
子ども家庭局子育て支援課母子保健係

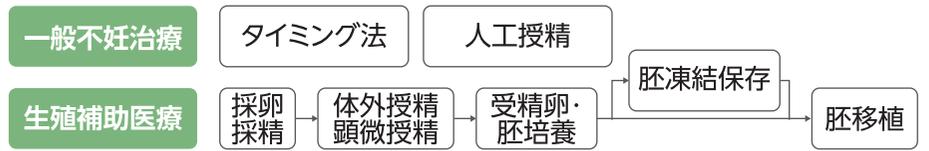
支払い

申請に基づき審査後届出口座に振り込みます。
各受診機関で検査費・治療費の自己負担分を一旦お支払いください。

不妊治療が保険適用されます。(令和4年4月開始)

体外受精などの基本治療は全て保険適用されます

- 国の審議会（中央社会保険医療協議会）で審議された結果、関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された以下の治療については、保険適用されます。



- 生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」*として保険と併用できるものがあります。
※「先進医療」とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。不妊治療に関する「先進医療」は随時追加されることもありますので、詳細は、受診される医療機関にご確認ください。

年齢・回数要件(体外受精)は助成金と同じです。

- 保険診療でも、これまでの助成金と同様に以下の制限があります。なお、一部の方に経過措置が適用されます。

年齢制限	回数制限	
	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること	40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

窓口での負担額が治療費*の3割となります

- 治療費が高額な場合の月額上限(高額療養費制度)もあります。
具体的な上限額や手続は、ご加入の医療保険者(国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口)にお問い合わせください。



高額療養費制度
(厚生労働省HP)

その他、お役立ちページ(厚生労働省HP)

①不妊治療に関する取組

不妊治療に関する相談支援事業のご紹介、検討会、研究事業などを掲載しています。



②不妊治療と仕事の両立のために

企業の福利担当や事業主の方へ向けた助成金の案内、セミナー、マニュアル等の紹介を行っております。



令和3年度から
治療を
継続中の方

令和3年度からの「年度をまたぐ1回の治療」につきましては、保険適用への移行期間として【助成制度(経過措置)】を実施しています。年齢や助成回数などの条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

